

参議院地方行政委員会會議録第六号

昭和三十一年二月十三日(木曜日)

午前十時八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 竹中 恒夫君
理事 西郷吉之助君
西田 信一君
松本 賢一君
市川 房枝君

委員

沢田 一精君
館 哲二君
鍋島 直紹君
松野 孝一君
鈴木 壽君
千葉千代世君
林 虎雄君
辻 武寿君
基 政七君

国務大臣

自治大臣 早川 崇君

政府委員

警察庁長 官官房長 浜中 英二君
警察庁保安局長 大津 英男君
消防庁長官 松村 清之君
消防庁次長 川合 武君

事務局側

常任委員 鈴木 武君
会専門員

説明員

自治省財政局 山本 恒君
交付税課長

本日の会議に付した案件

○消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○警察法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)

○風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(竹中恒夫君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

初めに、消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。御質疑の方は、順次御発言願います。

○千葉千代世君 自治大臣にお伺いいたします。前回消防団の任務の範囲についてお尋ねいたしました、その件について二、三質問したいと思いま

す。前回申し上げましたように、地方に参りますという、消防団が熱心なあまりといましようか、あるいはどうか、たかのお指図によるといまいしょうか、とにかく消防団の任務を逸脱しているような果が見受けられるわけですね。具体的に申し上げますと、悪い例ばかりではございませんで、よい例もあるわけでありまして。たとえば佐賀県

校、それから教育委員会と御相談の上で、了解のもとに消防団が入って避難訓練をしたわけですね。そして二階の——たとえばたいへん校舎が古い。そういう中へ生徒がぎゅうぎゅう入り込んで

いるわけですね。で、御承知のように、高等学校は、入る子供とそれを収容する学校の数、学級の数が足りませんため

に、いわゆるすし詰め状態でございまして、昨年は、文部省のほうで何とか

少しでも多く入れたら、こういうわけですね。で、一学級大体一割ぐらいの定

員増を認めたわけですね。それで佐賀の学校では、五十五名で、ふだん五十

名、それでも多いんですけれども、五十五名。その中で避難訓練をした。こ

ろが、その反面に、こういういい例はめつたに聞きませんで、その反面には悪い例がかなりございまして。私は

四つばかりの例を持っていますけれども、大臣が非常に時間の制約がござい

ますので、しほって伺いたいと思ひます。こういう例はいかがでしよう

か。たとえば、これは学校に例をとってみます。ある県で学校の先生方が集

まると、そしてよい教育をしていきという相談をするために、県下の方

が集まる。そこへいままの職員団体の役員の人が行くと、そうすると、そ

ち鳴らしてみんなを集めて、そうしてその道々に、間隔を置いて消防団員が

立っているわけなんです。そうすると、村ではそういうことはめつたにござ

いませなんだに、非常に異様に感ずるわけなんです。何か危険なことでも

なければ、半鐘を打ち鳴らすということとはめつたにない。何か山火事がある

とか、普通の火災があるとか、あるいは、普通の意味の消防団の活動範囲の場

合に、緊急を知らせるための半鐘だといふことを聞いたわけですね。それが、

ゆえなくそういう半鐘を簡単に打ち鳴らして集められた者は、何がだかわ

らないから集まります。そうすると、消防団長は命令をして、間隔を置いて

監視している。こういうやり方、こういうことは、消防法の何条の何に

ございましてしょうか。ちょっと教えていただきたい。

○国務大臣(早川崇君) 消防の任務は、消防法でいまして、国民の生命、身体及び財産を火災から保護する

とともに、風水害、地震など、広くすべての災害に対処することをその任務に

いたしておるわけでありまして、それ以外の範囲にわたる行為は、逸脱した行為だと思ひます。

○千葉千代世君 そうすると、自治大臣がそこにいたわけではないから、あなたを究明するという意味で言っているのは全然ございせんが、ただあなたのほうの消防団員のあり方について言っているのですから、誤解なく

ね、そうすると、半鐘を打ち鳴らしてみんなを集めたというのは、消防法に規定された、何か生命、財産に異常があるという断定を下したということはおかしいと思うのです。そうでなければ、消防法の規定に触れるわけでしょう。乱用といいますが、何といいますが、職権というより非常に法を無視したやり方じゃないでしょうか。一つの暴力じゃないかと思ふのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(早川崇君) 具体的な、この消防団ということはおわかりませんので、抽象論になりますけれども、先ほど御指摘のような状況であれば、任務逸脱であると思います。それと同時に、消防団員は特別職の公務員でございますので、団の施設、そういうものを乱用しないで、先ほどのお話のように、すし詰め教室の整備運動、解消の運動をやったり、あるいは日教組の反対というようなことを特にやることは、これは特別職でありますから自由でございますが、

〔理事西郷吉之助君退席 委員長着席〕

半鐘を鳴らしたり、消防車を利用したりということも、もちろん消防法からいえば、逸脱した行為だと思ひます。

○千葉千代世君 おっしゃるとおりで、やはり民主政治の世の中ですから、お互いに意見が違つた場合にはお互い合意を合意、こういう場がお互いに持たれるわけですが、全然話し合いもなく、そういう予備的な知らせもないままに行なわれている。それでやはり私もから考えますという、半鐘を持ち、消防ポンプを持って多数の威力でもって臨んでくるというやり方は、私

はこれは非常に悪いと思つております。幸い自治大臣からそういうお話がございましたけれども、こういう点も、やはり消防団のほうとしては、そういうふうなことのないような何か指導をするとか、各県の消防団の会議とかにそういう点が話題になったことはございませんでしょうか。

○政府委員(松村清之君) ただいまお話しのような事例が起こりませんように、消防庁といたしまして、常々文書、その他いろいろな会議を利用して周知の徹底をいたしております。いまお話しのような事例が起こりませんように、今後ともいろいろな機会を利用して周知をしたいと思います。ただ、私自身としては、具体的にそのような例をいまのところ聞いておりません。

○千葉千代世君 私調べましたところは、三十五年と三十六年に多くて、三十七年、三十八年にはあまり聞いておりません。それはかなり古いことですが、お互いに自覚しているのじゃないかと思ひますけれども、続いてもう一つの例は、これは村の中における事実なんです、学校の建物の中ではない。外のことなんです、建物の中に関係したこと。これは先般申し上げましたように、学校で県下の先生方が集まつて研究会を開く。それについてはいろいろな問題がありまして、きょうはその場所でございますから省略いたしますけれども、問題があったと思ひます。ところが、消防団員の方が集まつて消防の制服を着まして、そうしてホースをそろえて何もしないうでながめているわけ。そこへ、何かの交渉で、会場に入ろう、いや、もう少し会議をおくらせるとか、多少声

も高くなつたりしております。そうすると、消防団員の人、いきなり大きな声で号令をかけて、みんなを集めて訓練を始めるわけ。聞かえないように。そうすると、片方、学校の中では、講堂を離れたこちらのほうでは、授業をしておるわけです。そうすると、授業にも差しつかえるし、研修にも差しつかえるというふうな、正常な話し合いの場というものが、そのために非常に混乱させられていく。こういう例があるわけなんです。もつとひどい例になりますと、威嚇するのです。あの先生はあれはこの人だとか言つて、町だから知つてゐるわけなんです。さつさとうちへ帰れ、そんなことをしているのはどうだとか言つておどし上げるわけなんです。これは本人に直接向かつて言うわけではないけれども、消防団の仲間の人たちが話して合つておられますから、やはり聞いてゐる先生方は、私のような気の小さい者はね、やっぱり何か不安になるわけですね。そういうふうな情勢を私も出したというところは、間接的にはやはり教育を阻害するということに私は受け取つております。自治大臣のお考えを伺いたしたいと思います。

最近はそのうことがだんだんなくなつておると思ひます。今後とも消防団のほうでよく指導いたしまして、本来の任務を逸脱しないように指導していきなうと思つております。

○千葉千代世君 もう一つの逸脱した最も悪い例でございますが、これはある県庁でございます。内容は、勤務評定についてあの時分意見の一致を見るために非常なお互い双方苦勞したときでございます。そのときに、集まつて、そしてやはり中で交渉してゐるものから、みんなも成り行きを心配しておつて、早く交渉が進まないかどうかと心配してゐるときに、いきなり、ホースでね、――ホースと言つたので、消防の長い管の通つたの――それでもって散水、水をひっかけたわけなんです。それで、それは違法ではないかということ、たいへん話し合いになつて、何のために消防団があるか、来たかといふと、消防団がある人から頼まれて来た、こういうわけなんです。ある人とは何だ、こういうことになりまして、これが問題で、だあとを引いてゐるわけですから、も、とにかく、何も凶器を持つてゐるわけでもないし、それから危険な状態でもなくて、ただそれが話し合いについて、多少話し合いですからこじれる場合もありまして、全然暴力などだれもつかつてもないし、少し大きな声を出して小ざれ合いをしてゐる。そういうときに、頭からホースをぶちかけて退散させられるということ、みんなずぶぬれになつてしまつたわけなんです。そういうふうなことは、消防団としての職権乱用ではないかと思ひますが、いかがでしょう。

○国務大臣(早川崇君) 消防組織法の二十四条には、「消防及び警察は、国民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力しなければならない」という規定があるのであります。で、あの勤務評定で、まあその事例がわかりませんが、たとえば教育委員なり校長さんが、非常に生命、身体、危険の状況におちいつておるというようなときに、警察だけではどうにもならぬというときに消防団が協力したというふうなケースであれば、消防法二十四条に当てはまるわけでありまして、そういう危険のない場合にそういうことをやつたとなると、やはり私は逸脱だと思ひます。

○千葉千代世君 自治大臣はそういうことをおっしゃいますけれども、どういふ憶測でなさるか知りませんが、これも、教育委員長とか知事とか、先生方が集まつて勤務評定についてはこれこれだからといつて話し合おうというときに、生命の危険に瀕するような、そういううばがけた社会ではないと思ひます。また、それだけの良識を持つてゐる。ただ、双方の観点で違つた場合には、それは話し合いをしていくという点で、多少時間のかつていくのはやむを得ないと思ひます。お互いの話を持ち出して、そしていい教育を築いていく。かりに観点が、百歩譲つて違つたとしても、これは消防団が介入する限界ではないので、私は一つのファッショ的な暴力だと、こう断定をしてゐるわけ。ですから、そういうことがないようになつていくことは、先ほどから自治大臣がおっしゃつていますから、その点今後は直していただくように要望したいと思ひます。

し、なお、私が特に心配になりますのは、公共の建物というものの、消防団の方々は、やはり村の方で、編成されている方は中年以上の、いわゆる村でいうと相当有力者の方が団長なさっているわけですから、学校、図書館でも、公会堂でも、何でも自分の思うようにいくという錯覚を起こしていらっしゃるのです。それから、事実責任を持ってもらいしる点もあるわけですから、いまま、悪い面だけを中し上げますと、それが非常に害を及ぼしているのじゃないか。そういう観点から防火の責任とか、そういうことについて、ちょうど昭和三十六年の六月に消防法が改正になって、施行令も改正になった。そういう中で各県の規則をつくっているわけですね。この中に、教育委員会が学校と話し合ったり、それから市町村の教育長と話し合ったりしてできた規則にも、これは神奈川県の一例ですけども、学校等の公共建物に対しての防火責任者を置くようにということで、だいたい問題になって、私は当時の速記録を拝見しましたら、かなり問題になっていましたね。常勤している先生方が責任とれるとか、とれないとか、いや、この範囲でやったらどうかとか、あるいは学校長と共同か、それに任じたらいいんじゃないかという、かなりの御意見があったように伺っております。その中でともかくにも学校の防火責任者というものがあつたわけですから、そうすると、公共の、たとえば学校の中で消防団の方々がそういうことをなさるならば、それなら了解とか、話し合いがなければできないのじゃないかと思うのですが、その点は法的にいかがでしょう。

うか。かなめですので伺いたいと思います。

○政府委員(松村清之君) いまお話し

の具体的な事柄がちょっとよくのめ込めないのですが、消防法の規定によりまして、また、それに基きます条例等によりまして、消防関係者が公共の建物その他について、いろいろ法律の規定、条例の規定に基づいて権限を持っているのでございます。したがって、具体的な場合に、どういうことについてどういう問題があつたかと、こういう点をお聞きいたしませんと、それが条文に沿ったものであつかうかわかりませんけれども、抽象的にはいろいろな権限を消防責任者が持っているわけでございます。

○委員(長竹中恒夫君) ほかに御質問
○鈴木君 きの前お聞きしたこと
でさらに確かめたいと言つて残つて
いる問題でございしますが、常設消防
都市において必ず置くようにというよ
うなふうになっているものかとい
う私のそういう質問に対して、現在の
財政の状況ではなかなか一がいにな
り得ないんだと、特に交付税の関
係で、いわゆる市町村の一般財源、そ
ういふ問題で現在のところは全部の都
市にいわゆる必置ということには事
上いけるのだと、こういうお話があ
つて、それでは交付税の状況が一体
どうなっているのか、こういうこと
についてこの前質疑が残されておた
わけなものであります。

○政府委員(松村清之君) そうでござ
います。
○鈴木君 今度は新たに政令では
きり指定することになったわけであ
りますが、これははっきりと政令は出
ておるのですか。
○政府委員(松村清之君) つい最近閣
議でこの政令が決定されました。
○鈴木君 そうですと、今度四百
八十六の指定がなされるわけであり
ますけれども、現在まで設置されて
おる四百五はもろんであります。今
新たに設置しなければならぬ市が八
十一、これはいつからというふうにな
ります。

○政府委員(松村清之君) これは政令
の施行日からでございますが、実際問
題といたしましては、来年度で交付税
措置を行ないますから、四月一日から
来年の三月の終わりの一年間で設
置することになっております。
○鈴木君 そうすると、ことしの四
月一日から四十年の三月末までの間
に設置すればいいと、こういうことな
んでございしますか。
○政府委員(松村清之君) そのとおり
でございます。

○鈴木君 五百八十八市のうち四百
八十六ですから、あともう百ちよつと
残るわけなんです。これは指定を近
くするんですかしないんですか。
○政府委員(松村清之君) 消防庁とし
ましては、先般ここで答えたいしま
したように、市あるいはこれに準ずる
ような町は将来指定していきたいとい
う希望を持っておりますけれども、こ
れによりまして、一方において財政上
の問題がございしますので、その辺と総
合的に勘案してこれを進めていきたい

とありますが、まあとりあえずは、先
ほどのように四百八十六指定したわけ
でございしますが、今後財政の状況と
見合つて、いま申しました目標に向
かつてひとつ進めていきたい、こうい
うふうに考えております。

○鈴木君 「消防力の基準」、これか
らしますと、少なくとも現在の市の段
階では必ず置くような、そういうたて
まえになつておると思うんですが、そ
の点はどうですか。
○政府委員(松村清之君) 消防審議会
の答申に基づきまして、消防庁で定め
ました「消防力の基準」は、仰せのよ
うな内容になつておると思ひます。け
ども、これは消防自体の考えであり
目標でございしますので、やはりそれ
に伴つて必要な財政上の点も考へて、現
実に常設消防を置くだけの能力を関係
市町村に与えなければならぬと、いま
申しましたような考え方です。

○鈴木君 現在の状況からします
と、特に財政事情の問題から、残りの
市あるいはこれに準ずるような町村等
においても、なかなか常設の必置とい
うことには踏み切れない、こういうこ
とだと思ふんですが、せんだつてのお
話の中に、三十九年度から交付税の、
何といひますか、積算の仕方なんか
違つてくるんだと、変えるんだと、変
えることによつて必置できるようにな
るんだと、こういう意味の御答弁があ
つたように聞きましたが、そこで、現在
の交付税の積算の仕方、単位費用の問
題なり、いろいろ補正の問題なんか
あるわけなんですけれども、その
ういふそれと、いわゆる三十九年度、
新しい年度から変わるというその変わ

り、なお、私が特に心配になりますのは、公共の建物というものの、消防団の方々は、やはり村の方で、編成されている方は中年以上の、いわゆる村でいうと相当有力者の方が団長なさっているわけですから、学校、図書館でも、公会堂でも、何でも自分の思うようにいくという錯覚を起こしていらっしゃるのです。それから、事実責任を持ってもらいしる点もあるわけですから、いまま、悪い面だけを中し上げますと、それが非常に害を及ぼしているのじゃないか。そういう観点から防火の責任とか、そういうことについて、ちょうど昭和三十六年の六月に消防法が改正になって、施行令も改正になった。そういう中で各県の規則をつくっているわけですね。この中に、教育委員会が学校と話し合ったり、それから市町村の教育長と話し合ったりしてできた規則にも、これは神奈川県の一例ですけども、学校等の公共建物に対しての防火責任者を置くようにということで、だいたい問題になって、私は当時の速記録を拝見しましたら、かなり問題になっていましたね。常勤している先生方が責任とれるとか、とれないとか、いや、この範囲でやったらどうかとか、あるいは学校長と共同か、それに任じたらいいんじゃないかという、かなりの御意見があったように伺っております。その中でともかくにも学校の防火責任者というものがあつたわけですから、そうすると、公共の、たとえば学校の中で消防団の方々がそういうことをなさるならば、それなら了解とか、話し合いがなければできないのじゃないかと思うのですが、その点は法的にいかがでしょう。

うか。かなめですので伺いたいと思ひ
ます。
○政府委員(松村清之君) いまお話し
の具体的な事柄がちょっとよくのめ込
めないのですが、消防法の規定により
まして、また、それに基きます条例等
によりまして、消防関係者が公共の建
物その他について、いろいろ法律の規
定、条例の規定に基づいて権限を持
っているわけでございます。したがつて
、具体的な場合に、どういう問題があ
つたかと、こういう点をお聞きいたし
ませんと、それが条文に沿ったもので
あつかうかわかりませんけれども、抽
象的にはいろいろな権限を消防責任者
が持っているわけでございます。

○千葉千代世君 それは、やはりそ
ういふ点の双方の理解とか、運営面
については機会あるごとになお一そ
う御指導いただく、こういう要望を
付して、この件について打ち切りた
いと思ひます。
それに関連して一つだけ伺いたい
と思ひますが、それは法改正のとき
に御説明になつたように、集人口一
万以上の都市については常勤云々とか
、今度のは消防署の設置のことも出
ておりますけれども、やはり非常勤で
ございまして、火事が起きたら、た
いてい消防署のありますのは村のま
ん中にありますから、山の中から畑
仕事をはっぽつてそこへ運搬してい
くときには、なかなか急には間に合
いませんから、やはり常勤化という
ものを、やはり機械設備をして常勤
化して、そうして機械的に動かせる
ようにすることを早急に指導すべき
じゃないかという要望を付して、私
の質問を終わります。

る点を、どういふふうに変わるのか、現在はどうあるけれどもこれをこのようにするとか、あるいは新たにこういうものを算入するとか、いろいろあると思うのですが、そのあらましをひとつ説明してほしいと思うのですが。

○説明員(山本信吾) 今回の常設消防の設置と関連しまして……

○鈴木壽君 ちょっと待ってください。山本さんからお答えをいただく前に、一体現在どうなっているからだめなんだということを、消防庁のほうの立場から、まず私はお聞きしたいと思うのです。

○政府委員(松村清之君) 現在交付税の基準財政需要額の算定につきましては、ほかの経費と同じように、人口十

万の市を標準団体として消防の経費が計算され、それがいろいろの補正によって、人口段階ごとにきめられるようになっております。これによりまして、現在指定いたしました人口三万五千、市街地人口一万、こういう団体の辺になりますので、常設消防を持ってないことはないのでございますが、非常に無理をしませんと常設消防を持ってない。そこで、今回は、指定しましたその人口三万五千辺の市あるいは町につきましては、これが無理をしないでも常設消防がつくれますように、まあ特に補正のこまかいことはこれは交付税課長のほうからお話し願えることと思うのですが、補正の関係をひとつ改めたらう、こういうことにしてお

ります。したがって、人口三万五千でも現状はそういうふうには非常に無理がありますので、それ以下の団体になりますと、常設消防を置くことに非常に困難を来すような、そういう交付

税の計算になっております。そこで、とりあえずは、交付税で改められる範囲、それに見合せて、四百八十六の市町村を指定する、こういうふうにした次第でございます。

○鈴木壽君 これは交付税課長からお答えいただきたいのですがね、問題は、いま長官のお答えでは、問題が補正にあるようなお話でございました。しかし、いまの補正のねらいは、市町村の消防費に加える補正の場合のねらいは、そういうふうに三万五千であつても、あるいは五万であつても、そういう段階において、いずれ常設のもの

がそれなりにできるのだということをする、その点、どうですか。

○説明員(山本信吾) ただいまの普通交付税でやっております消防関係の補正のいたし方といたしましては、主として態容補正のところにございまして、常備消防であるかいないかという区別をいたしております。要するに、その団体が常備消防を置くべき団体であるか、あるいは常備消防がなく、非常勤消防でやっておりますという区別をいたした。その区別の基準といたしまして、国勢調査による人口の統計におきまして、集中地区人口がどの程度あるかという

ことを現在まで基準にしていたわけでございます。国勢調査の結果で、各団体ごとの集中地区人口がどうかというところは公表されておりますので、その数字を使いまして、集中地区人口一万以上の市町村におきましては、常備消防が要するのじゃないか。要するに、市街地が密集しているのだから常備消防が要するのだというように考

え方をとって、補正をいたしたわけでありまして。したがって、ある市町村で集中地区人口が一万以上であれば、その団体は常備消防を持つとしての係数を使う。それから、集中地区人口が五千から一万未満の団体におきましては非常勤消防であるが、常備的な常備部を置く。そういう係数を使う。集中地区人口五千未満しかない団体におきましては、純粹に非常勤のみである、

こういうような係数差をいわけたしまして、消防費の態容補正の中にいたしまして、係数の差をつけていくわけでございます。したがって、三十八年度までのやり方としまして、人口が一万であるうと二万であるうと三万であるうと、集中地区人口が一万以上であれば必ず常備消防が置けるだけの措置をする。それ以下であれば、人口一以下であれば常備消防を置く財源措置をしていない。こういうやり方になっております。したがって、ただいまの御質問で申し上げれば、集中地区人口が置いてあるほどの必要な財源は計算する。かように申し上げられると思ひます。

○鈴木壽君 ですから、いまの御説明で、現在の態容補正のやり方はそのとおりだと思ひます。私もそのように了解しておいたのです。ただし、実際に多いとか少ないとかいう問題は、これはいろいろ補正の問題で、ひとり消防費のみならずありますが、そういうたまたまだとして、そういうふうな補正をしていくんだということでありまして、私は現在の市で、少なくともこれは態容は一様ではありませんが、一〇〇%がそうとは言えな

いとしても、少なくともいまの市の段階からしますと、密集地区が一万程度のものであればあるんじゃないかならうかと、こう思うのですが、これはしかし実情は必ずしもいふ言つたように一様じゃないでしようけれども、それから、市というふうな名にのらなくとも、町というふうな名にのらなくとも、その程度のところはあるんじゃないか、そうしますと、少なくともその規模の大小はともかくとして常設的なもの、いわゆる常備消防なり、常備部なりというものが置けるような一応の措置がなされておると考えられる。しかし、実際はそうじゃないんだと、こういう見方を消防庁ではしておるわけですね。するとあれですか、今度補正を要すると思ひますと、どういふふうになりますか、態容補正の場合に。

○説明員(山本信吾) 昨までは政令によって義務設置というふうな制度がございまして、集中地区人口によつて一万以上というように規定をいたしたわけでありまして、今回は政令によりまして団体指定がなされることになったのであります。三十九年度以降は、政令で指定された都市は、都市といひますか、地方団体はすべて常備消防の補正係数を使う。それから政令で指定されない団体につきましては、やはり集中地区人口五千以上と以下の区別を使う。こういうふうなことがなつてまいりました。国勢調査による集中地区人口というものと、今回指定された市町村というものと、必ずしも一致をいたしておりませんが、政令の指定に従うというふうになつてまいりました。なお、従来集中地区人口が一万以上という団体は、三

十八年度で四百六十でございます。したがって、政令で指定されました市町村の数のほうが総数では約二十六パーセントをいたしております。なお、集中地区人口があつても条件に該当しないという団体もございまして、いろいろ入り組みがございまして、総数におきましては、ただいま申し上げましたような結果になっております。

○鈴木壽君 あなたの方のこの交付税の補正の解説を見ると、大体集中地区人口の一万以上あるものはできる、大体においてできるようなことになっておるんですがね。問題は、態容補正も一つあるでしょうし、あるいはその他の段階別の補正もあるけれども、それが実情に合ふのかも知れない。私一々計算をしておりますからわかりませんが、けれども、あるいは寒冷補正だつて全部を見切れないというところも私はあるのじゃないかと思ひます。そういう補正の問題も一つあるが、いま一つ大きな問題として単位費用の問題もあるのじゃないかと、こう思うのですが、消防庁のほうでこれはどういふふうに見ておられますか。というのは、いわゆる「消防力の基準」に合致できる、それにのつてやれるのだ、こういういろいろなものも積算の基礎としてみんな見ておるのか、いわゆる施設なり器材なり人員なり、そういうものでいって、そういうものを見ておるのかどうか、そういう場合に単価が一体どうなるのか、こういう問題が、私大きな問題としてあると思うのです。そういう点は消防庁でどういふふうに見ておられますか。

○政府委員(松村清之君) 基準財政需要額の計算の基本になっております十

防関係の経費についてはこれは理想を言えば切りがありませんが、まあこの程度ならというふうに思っておりますが、これがたゞいまの態容補正もありますけれども、もう一つお話がありまして人口段階の段階補正ということで、人口が四万、三万五千、三万となりますと非常に経費が下がってくるのでございます。そこで、たとえば先ほど指定で申し上げました最低の段階の三万五千くらいの市になりますると、たとえば消防の職員も九人くらいしか出てこない。十万の都市には六十二人くらい見ておりますが、十方で六十二人ですと、三万五千になりますと九人くらいしかない。消防自動車一台

について十人は必要だと見ておりま
 す、五人が二交替として。そこで、九
 人ではやれないことはありませんけれ
 ども、相当無理をしますので、ひとつ
 その点の補正を少し直していただく。
 人口三万五千の程度のところでも常設
 消防を維持できるような財政措置をし
 ていただきたい、こういうことで現在
 財政当局のほうで考えておるわけで
 ございます。

○鈴木壽君 長官は補正のほうばかりお答えになっておりましたが、私は、補正の前に、あなたは、大体人口十万人のいわゆる標準団体においてはまあまあじゃないか、こういうふうにおつしやるのですが、まあまあということでは、あなた方がきめた「消防力の基準」、人口十万人の場合の都市のそれと、比べた場合にいいのかどうかということとを私は端的に聞いているのです。器材なりあるいは人員なりですね。そういうものと、ここに見ておる、それとで

○政府委員(松村清之君) 行政のそれ
 ぞれの分野においても同様でございます
 すが、消防の分野でも一応理想とする
 目標とするそういうものがある
 わけでございますが、それに照せば、
 確かに仰せのごとくこの単位費用とい
 うのは低いと考えます。しかし、地方
 交付税は最低限度の財政措置であるとい
 うような考え方にも立っておりま
 すから、そこで、先ほどの程度なら
 ひとつ常設消防を維持できる、まああと、
 それ以上措置したい市町村において
 はいわゆる自由財源もあることでござ
 いますから、その辺でひとつカバーし
 てもらう、こういうふうな考えでござ
 います。

○鈴木壽君　まあ、長官いろいろこれは遠慮してものを言っているのじゃないですか。私はここでどうのこうのというところでやるつもりはないのですけれども、いつも、あまり消防財政のことをやる場合に多いとか少ないとか、市町村で一般財源が少なくてやれないとか、貧乏だとかというようなことで、残念なことながら、一般論だけでいままでは承つておったわけです、少

たがこの前の御答弁で、そういう問題が出てきましたものですから、しかも、都市指定と密接にこれは関係する問題ですから、そういう面で、私、こういう機会にやっぱり明らかにするところ、は明らかにするところ、あるだろうか。あなたは、いわれる財政政望するところは、いわゆる財政局から見て必ずしもやれないということもこれはあるかもしれない。まあ、しかし、そういうことは別としまして

を私はやつぱり一応こういふところまで論議をしてみる必要があるのじゃないだろうか、こう思つて私はやつていたので、決して財政当局けしからぬとか——交付税課長もおりますが、交付税課長もけしからぬじゃないかと、そんな気持もありませんし、また、あなたの方の御答弁に対して私何かこうあげ足をとるつもりも毛頭ございせんから、はつきりしていただきたいのですが、私が言うのはですね、標準団体で、その行政の事務内容なり、それに基づく人間なり、ポンプなり、まあいろいろたくさんこうあげて計算をしているわけなんです。その場合に、初めから、あなた方が考えている「消防力の

基準」とか、あるいは当然やらなきやならぬというそういうものとかけ離れたような計算をすることが、もしあるとすれば、これは補正の問題以前の問題として、そこから考え直していかなければならぬじゃないだろうか、こう思っているのです。見るとですね、「消防力の基準」のあれと比較すると、どうも少し、私は端的に言つて、交付税のいわゆる標準団体の見方というよりも

のが「消防力の基準」にからしめますと秘
は落ちていくと思うのです。落ちてい
るとすれば、いわゆる最低の行政の水
準を維持するためと、こうは言って
も、こうあるべきだという一つの基準
があるならば、それに合わせるような
財政措置を一応考えるべきだと思うの
です。それなしに、ただ多いとか少な
いとか、あるいは補正のやり方がどう
のこうのと言つても、まず私はそのも
とになる単位費用の計算のできる積算
の基礎なり、あるいはもっと具体的な内

うつもりなのであります。

で、そういう意味で、結論を申し上げますと、私のお聞きしたいことは、あなた方これでもいいというふうに考えておられるのかどうかを実は聞きたかったわけなんです、端的にですね。補正の問題はその次なんです。で、私は、さつき態容補正のお話をまあ先になささしました。補正三つとも私はおかしいと思っているのです、この状態では。段階補正もおかしいし……おかしいと言っては少し言い過ぎでありますけれども、不十分だし、あなたのおっしゃったようなことも出てくる。寒冷

補正だって何かオミットしているところも、当然見るべきだというものが見られていないということも出てきておりますしね。これはまあ私の私見であります。そういうふうに、問題はいろいろ私はあると思いますが、こういう機会に実はあなたの方の考えるところを、こうあるべきだということういうふうな私気持ちでお聞きしたい。

るのあります。単位費月の秘算これにしましてから、私は当然見なければならぬ、いわゆる「消防力の基準」に合致するような見方をしておらぬのじゃないだろうかということに対して、どうでしょうか。

○政府委員(松村清之君) その点につきましては、先ほど申し上げましたように、「消防力の基準」の点から申しますれば、地方交付税の基準財政需要額の見方は下回っておることは、これは認めざるを得ないと思います。

うに器料なり。それから人々等の名
れから言つてもそうでありまし、さ
らに、積算の準備なんか、これはあ
るいは三十九年度からおそらく変えら
れるでしょうけれども、いずれ、どう
も実情と比べてみた場合に低いとい
うものが幾つもありますね。こういう点
について、あなた方の改訂といいま
すか、あるいはほつと引き上げるよう
に、こういう話し合ひは財政当局
としておりますか。

○政府委員(松村清之君) 消防庁とい
うことは、消防力の基準」とい
うことは目標でございますから、それを
一挙に実現することは困難であります
けれども、毎年々々、できるだけ地方

うに努力はいたしております。

○鈴木壽君 交付税課長のほうにお聞きするのですが、三十九年度の大体が交付税のほうはできたようでございますが、さっきお聞きしたのは、態容補正がこういうふうにしたものだ、こういうお話でしたが、単位費用の面で、標準団体のこういう一つのものを中心にして単位費用を考へていく場合のそれについて、三十九年度では可へ変つて

ようなことはございませうか。

○説明員（山本悟君） 三十九年度の單位費用を標準団体において補正をいたしましております事項では、一つは救急関係の業務が義務づけられる結果となりましたので、これも算入をいたすことにいたしております。救急自動車一台、それから、職員が全体を通じて六十二人でございましたのを、三名ふやしまして六十五名ということにいたしております。消防力の段階にお

いて三名増員をするということにいたしております。

そのほか給与関係は、もちろん昇給及び給与の平年度化に伴いまして、各県の積算がえをいたしております。

それから先般来問題になっております消防大学への出向のための旅費というようなものも、新規に算入をいたしております。

それから非常勤の関係におきましては、例の退職償金関係で団員一人当たり九百円として積算いたしております。その他施設関係の建物の単価の値上がりといったような点も、一部手直しをいたしております。

以上のような点が主たる内容でございます。以上で、単位費用は、昨年当初の八月決定の際の金額が三百八十六円でございまして、その単位費用が四百四十七円に上がる予定にいたしております。

○鈴木壽君 そうすると、今度新たに入る人員の面で、現在の職員数六十二人が六十五人になる。三名増になりますね。その三名増になるのは、救急業務に従事する、あるいは救急車の関係、そういう意味で三名ふやしたのですか。

○説明員(山本悟君) さようでございます。

○鈴木壽君 そうすると、救急自動車が一合入るとのこと、それに伴う人員三名ですね、これが今度新たに加えられる、こういうことでございますね。

それから単位費用の点であります。三十八年度の再算定という場合、どのくらいになりますか。当初の場合、三百八十六円ですが、再算定という

場合どのくらいになりますか。

○説明員(山本悟君) ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので……

○鈴木壽君 よろしくうございます。六十円ばかり今度ふえますね。しかし、この中には、おそらく給与改訂に伴う再算定が、それが実質的に三十八年度よりどの程度ふえるかというところと、少なからずあるかと思いますが、いづれにしても若干ふえるようでありますが、この中で、単価の面で何か変わるところがございしますか。いまの人員費の給与改訂による、こういうものは別にして。

○説明員(山本悟君) 先ほど申し上げました建築費の単価改訂で、各経費を通じていたしておりますが、その他の部分につきましては、原則として従来の単価を変えていないということでありま

○鈴木壽君 あまりこまかいことでどうも恐縮ですが、私はやめますが、態容補正のことでもちょっとお聞きします。態容補正を要する、それから段階補正は手をつけませんか。

○説明員(山本悟君) ただいまのところ、まだ八月決定までの、これからの作業でございまして、単位費用を決定します法律改正も、いまのところまだいじっておりませんが、これから四、五、六の三カ月にかけて実態等の調査をいたしまして、その上で八月決定ということになるわけでございます。なお、検討いたしておきます。

○鈴木壽君 長官のほうでは、段階補正でも実情に合わないというようにうことをおっしゃっていますね。そういうことも要望なさっておるようであり

ますから、こまかい作業なりあるいは結果についてはともかくとして、方向として変えるというお気持ちなのか、そういう考えでいまやっておりますのかどうかというのを私お聞きしているのですが、その点どうですか。

○説明員(山本悟君) ただいま御指摘になりましたように、各団体のグループ別に交付税をやってみますと、比較的こちらの算定のほうがきつい団体とゆるい団体と、いろいろグループがあるということでございます。その傾向は、やはり新しく調べてみてみる必要があると思いますが、はっきり申し上げると、全体の基準財政需要額を決算上の支出額と比べますと、消防費の場合には、基準財政需要額のほうが決算額をオーバーしております。

これはめつたにそういうケースはございませんが、やはりそういう「消防力の基準」というものがありまして、それに単位費用を近づけるというような努力をいたしました結果、実際に決算よりも多くなっているものであります。一般財源の支出が、自治省で調べました三十七年度の決算分析によりまして、一般財源で三百十八億、基準財政需要額が四百億程度となっておりま

す。基準財政需要額の算定のレベルというの、消防費に関する限りは、相対的に高いというふうに私も存じております。ただし、御指摘になりますように、全部の団体が一律にそう高くなっているわけではございません。補正関係でそういういろいろなグループが出てきています。こういう点は、やはり手直しを加える必要があるのじゃないか、この点は、八月決定の際にはなお検討をさせていただきます。

い、かように考えております。

○鈴木壽君 決算と比較した場合、基準財政需要額のほうがオーバーしている、だから見方がいいのだと、こういうことにはならんで、町村で実際にそういう財政措置をしているにもかかわらず、まだそこのほうまで手が回らねておるのだ、こういうことであって、ほかのほうとのそれがあるもので、それからそれはあなた方十分御承知でございまして、それが、それでございまして、決算額よりオーバーしているところ、基準財政需要額が多いうから、十分見てやっておるのじゃないか、こういうふうなことは私は知らぬと思うのですが、その点どうですか。

○説明員(山本悟君) もちろん基準財政需要額でございしますから、それぞれ必要なほうに向けてやっております。地方財政全体としてゆるやかだという意味で申し上げたわけではもちろんございしません。ただ、個々の経費について、ある経費が非常に足りておるのか足りていないのかという御議論の際には、やはり他の経費に比べればこれは非常によくなっております、かような趣旨で申し上げたわけでありま

す。○鈴木壽君 これは都市と特に農村地帯の町村との場合に、非常に消防に付いての金のかけ方が違うのです。だからといって、もうこれ以上単位費用も手をつけなくてもいい、改訂しなくたっていいというふうなことは私は私にはなぬと思っております。それはあなたも十分御承知でございまして、それから、これ以上上げませんが、いずれこの問題、あまりこまかいことまで私入っていただいて、どうも少しほか

の委員の方々もあるいは退屈なさっておりますのじゃないかと思っておりますが、やはりこの問題は、いまお聞きしただけでも、来年度の三十九年度の単位費用の問題だつて私はまだ問題がある。新たに救急業務をやるための自動車をやつて算入したというふうなことで、これはけっこうだと思ひます。と、他の面では必ずしも一つの水準を維持するためそれを見てもいいと言えないし、特に補正には、態容補正あるいは段階補正でいろいろ問題もある。それから、寒冷補正だつて私は問題があると思うのです。何か小さいものにはこういうものは見てやらぬぞというふうな費用もあるけれども、実際にかかる費用を見てやらぬのはおかしいと思うのですが、いづれにしても、もっと私は、現在消防庁のほうで考へる、また各都市で必ず置かなければならぬ、こういう常設の問題なり消防業務が十分できるようなための財政措置というものを、いまのところは他の補助金等、起債等もございしますけれども、やはり基礎になるのは一般財源のこういう一種の交付税の問題だと思ひますから、これについて十分検討の上、さらに実態に即するようにしていただくように私はぜひ御検討いただきたいと思ひます。そういう意味で、大臣にこまかいことでも一々こうせいかんとかいふことはなかなか指図もできませんでしようが、私の申し上げていることも大体気持ちはわかっていただけたと思ひますから、そういう面ですと御努力をお願いしたいと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(早川崇君) たいへん詳細にわたって御質問を拝聴しております。

て、十分御趣旨のあるところを實現に移すように検討したいと思ひます。

○委員長(竹中恒夫君) ほかに御質疑はございませんか。
ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(竹中恒夫君) 速記を始め

ほかに御発言もないようでありますので、本案についての質疑は終了したものと認め、これより討論を行ないます。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○西田信一君 私は、本法律案に対して全面的に賛成するものであります。義勇消防の維持につきましては、私は常にこれを高く評価し、常々敬意を表しております。しかるに、従来物的処遇の面では、はなはだ恵まれておらず、お気の毒にさへ思つておつたところであります。この法案の成立を機会に、将来処遇改善の方向の機運に向かつてまいりますれば、はなはだ幸いであると思ひます。

なお、質疑等を通じ、退職報償金制度につきましては、何ぶん初めての制度でありますので、将来なお幾多改善をはかつていく必要があると思はれる点がありますので、次の諸点につきましては将来十分検討し、善処を要望する趣旨で各派共同により附帯決議を付したいと思ひます。

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

消防団員等退職報償金制度については、支給事務機構、及び支給額等

改善の余地があると思われるので、将来十分検討して善処するよう要望する。

右決議する。

でございます。何とぞ御賛成あらんことを切望いたします。

○委員長(竹中恒夫君) ほかに御意見もないようでありますので、討論は終了したものと認め、これより採決を行ないます。

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中恒夫君) 全会一致であります。よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました附帯決議案を問題といたします。

本附帯決議案を、本法律案について本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(竹中恒夫君) 全会一致であります。よつて、附帯決議案は、本法律案について本委員会の決議とすることにいたします。

それでは、ただいまの附帯決議について自治大臣の所信をお聞かせ願ひます。

○国務大臣(早川崇君) ただいまの附帯決議につきましては、御要望の趣旨を尊重いたしまして、今後この趣旨に沿うよう努力してまいりたい所存であります。

○委員長(竹中恒夫君) なお、本案の審査報告書につきましては、委員長に御一任願ひます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、警察法の一部を改正する法律案を議題といたします。提案理由の説明を願ひます。

早川国務大臣。

○国務大臣(早川崇君) ただいま議題となりました警察法の一部を改正する法律案につきましては、その提案理由及び内容の概略を御説明いたします。

この法律案は、警察庁の職員の見直しを改めること及び都道府県の境界付近における事案の処理にかかる都道府県警察の権限に関する規定を設けることをその内容としております。

まず、警察庁の職員の定員を改めることについて申し上げます。これは、警察庁における事務の増加に対処するために、新たに職員十人を増員しようとするものであります。

次に、都道府県の境界付近における事案の処理にかかる都道府県警察の権限に関する規定を設けることについて申し上げます。

都道府県警察の警察官は、原則として当該都道府県警察の管轄区域内において職権を行なうたてまゝとなつております。また、境界付近における避難等の事故について、あるいは、二以上の都道府県の区域にわたる施設内の事案について、必ずしも能率的な警察活動が期待できないということがあります。これを是正いたしますため、管轄区域を隣接する都道府県警察が相互に協議の上、境界付近の政令で定めた範囲内の区域について、必要な区域及びその区域内に

おける事案の処理の方法等を定め、その協議の範囲内で隣接都道府県警察の管轄区域内においても職権を行なうことができることとするにより、これらの区域における公安の維持に万全を期することといたしたいと存するのであります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛同を賜わらんことをお願いいたします。

○委員長(竹中恒夫君) 本案についての質疑は、後日に譲りたいと存じます。

○委員長(竹中恒夫君) 次に、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。御質疑の方は、順次御発言願ひます。

ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(竹中恒夫君) 速記を起して。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十一分散会

昭和三十九年二月十九日印刷

昭和三十九年二月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局